

かりば

島牧村議会広報

第169号

令和元年

10月



島牧保育所発表会 - 10月19日 -



一般質問

- 経済活性化について
- 津波救命艇の設置について
- 鳥獣被害対策実施隊の充実について
- バス運行の廃止問題について
- ヒグマ対策について
- 地域産業活性化支援補助金交付条例について
- 公営住宅について
- 役場内の慶弔に対する規定と公用車使用について

主な内容

第3回村議会定例会

行政報告	2-4
審議した議案	4-5
一般質問	6-20

定例会

2019年

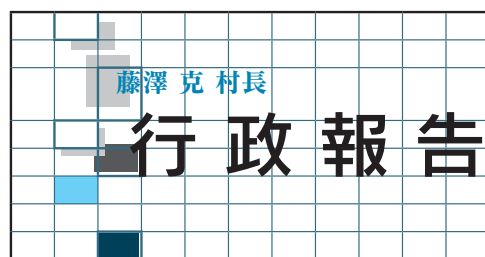
令和元年第3回村議会定例会は9月19日招集され、会期を9月20日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告がありました。

その後、村政に対し議員3名が一般質問を行い、常任委員の選任、議会運営委員の選任、各会計決算の認定を決算審査特別委員会に付託し、報告2件を受け、島牧村副村長の選任など議案6件、閉会中の継続調査、議員派遣いずれも原案のとおり可決し、会期を1日残し閉会しました。



▲行政報告する藤澤村長

ニセコバスの
路線維持等



第2回村議会定例会において、本年12月冬ダイヤから乗務員体制上、減便せざるを得ないこと、及び令和2年3月末をもって栄浜線・原歌線の両路線を廃止したい旨の申し出があり、村として、公共交通ネットワークの維持と乗務員確保に積極的に取り組むよう強く要請した旨、行政報告を行ったところでありますが、去る9月5日開催された、後志地域生活交通確保対策協議会第6分科会におきまして、事業者から減便の申出等があり協議の結果、本年、冬ダイヤから栄浜線・原歌線、各1往復の減便と運行時刻調整は

行うものとして、当面、路線
廃止は行わないことが了承さ
れました。

村を含む沿線自治体といったしましては、公共交通ネットワークが継続されるということとは大変望ましいところではあります。法改正等により規制緩和が進み、地域公共交通ネットワークの維持の難しさが顕在化する中、島牧線についても、いずれ廃止は避けられないものと認識をしているところでございます。

今後、沿線自治体と共に交通難民を生む危機状況を訴えると共に、地域公共交通ネットワークが維持されるよう強く求めてまいりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

観光地域づくり法人
(DMO)の設立参画

去る8月14日、寿都町から、両町村の観光物件、自然、食、芸術、風習、風俗などの観光資源に精通し、地域と共同して、観光地づくりを行う法人、これをDMOと言うわけですが、その設立への参画について要請がありました。

DMOと申しますのは、「ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略」の中の地方創生施策の一環として提示されたものであり、目的とするところは「地方創生」でございます。

観光振興の推進にあたっては、観光資源や地域に関わる関係者と多様な連携を取りながら一体型の観光地域づくりを行い、観光客を呼び込む事となつてまいります。この業務の遂行は、横断型の活動が主となるため、観光地づくりを行う法人DMOが中枢となり、商工業から交通、宿泊行政、そして地元住民の交流など、ジャンルを問わない様々な課題・業務に対処するための関係者間の調整、事業の進捗管理、資金の調達業務などを行うものでございます。

近年、東京都と地方の格差が拡大する中、日本でも地域活性化を目的としたDMOに注目が集まっており、平成27年から観光庁が主導するかたちで、日本版DMOを支援する動きが始まってきております。

村と致しましては、冬季に行っております東狩場山におけるCATスキーツアー事業に留まらず、通年での集客策として、マウンテンバイク等で

遊休状態にある林道網を走り抜ける、いわゆる自転車観光や漁業との整合性を図りつつ、マリンスポーツを振興させるなど、島牧村の観光を成長させていくための仕組みづくりとして、国の支援をしっかりと受けられるDMO設立に参画してまいりたいと考えおります事をご報告申し上げます。

ヒグマの出没状況等と集落への侵入防止

本年のヒグマの出没状況についてでございますが、3月1日に月越峠で目撃されたのははじめといたしまして、9月18日、昨日までの間で、全村各地区における目撃・被害情報として50件が寄せられております。

昨年の出没は特異的でありましたのでちょっと除きまして、例年の目撃・被害情報は20件ほどでありますので、出没は増加している状況にあり、今後も注視してまいらなければならぬと考えているところでございます。

なお、本年度から民家近くの出没を避けるための対策といたしまして、電気牧柵を設置してございますが、植林地

区は前年度に引き続き設置し、新たに栄浜・狩場・原歌・千走・元町地区の民家裏に総延長約8kmの電気牧柵を設置しました。

更に、地区会から要望のございました元町と原歌地区の村営墓地につきましては、墓参の時期に合わせ、墓地を囲うよう電気牧柵を設置いたしました。

電気牧柵を設置した地域においては、電気牧柵を越えて出沒したと思われる目撃情報は今のところ無いことから、電気牧柵については、一定の効果があったものと考えております。

本村では、幸いにも人命が損なわれるような被害は生じておらず安堵はしておりますが、農業被害が顕著であることから、今後も引き続き侵入防止策を講じてまいります。ヒグマ出沒については、全道各地で発生しており、社会的な問題であることから北海道など関係機関に対して、昨年に引き続き適正個体数の維持・管理及び駆除等に係る法規制の緩和・見直しなど強く求めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

小規模多機能施設「潮の音」の利用状況

小規模多機能型居宅介護施設通称「潮の音」につきまして、本年6月1日の開所から3ヵ月が経過したところでございますが、8月末におきまして登録者数は19名と開所時の16名から3名の増となっております。施設の認知度の高まりに伴い順調に増加していると評価でき、登録定員29名に対して65・52%の登録率となっておりますところでございます。

施設で提供いたしますサービス種別ごとの利用者数につきましては、最初にデイサービスに相当する「通い」サービスが、延べ人数で6月の138人から8月の164人の26人増となっております。平均すると月平均149・3人となっております。

続いて、ヘルパーに相当する「訪問」サービスにおいては、同じく延べ人数で6月の221人から8月の232人と微増となっておりますが、7月の利用が252人となっており、月平均が236人となっております。

このことから、この数字は

利用者に対するサービス提供計画や体制の変更等により、上下するものと考えられるところでございます。

最後に、ショートステイに相当する「宿泊」サービスですが、こちらも延べ人数で6月の39人から8月は32人となっており、「訪問」サービスと同様に利用者の状況により若干の変動はございますが、1ヵ月の平均利用数は31・7人となっているところでございます。

また、総合福祉医療センターで実施しておりました予防介護通所は、同一施設内この潮の音で6月から従来の基準を緩和した形として実施しておりますが、こちらの延べ利用者数は月平均で75・3人となっております。小規模多機能の通いと合算いたしますと、月224・7人の延べ利用者数となり、平成30年度に実施していた通所介護と予防通所介護を合算した年間月平均201・8人を上回る数字となっているところでございます。

なお、1日あたりの月平均利用者数は開所日数の増加により、前年の10・1人から8

5人と1・5人ほど減っていますが、指定管理者であります徳美会と協力しながら、利用登録者の確保を図ってまいりる所存でありますのでご理解願います。

生活排水処理施設等整備事業の進捗状況

生活排水処理施設等整備事業の状況について、報告させていただきますが本年度の設置数は、予算25基に対して、8月末現在の設置予定件数は16基です。

11月29日を期限として、6工区に分けて合併処理浄化槽設置工事を発注したところでございます。

なお、本年度分16基を設置いたしますと、汚水処理人口普及率は、平成30年度の普及率42・49%に対し2・38%増の44・87%となる見込みとなっております。

し尿処理手数料の改定

し尿処理手数料の改定について、10月から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、去る9月3日開催の、南部後志環境衛生組

合の第2回臨時会におきまして、し尿処理手数料を現在10リットル当たり「67円」のところを「68円」に改定することとされました。

また、改定の時期につきましては10月からとなりますので、今回情報提供とさせていただきます。

寄附採納

1件目は去る6月7日、辻野俊弘様・杏子様より、村の福祉振興に役立ててほしいとのこと15万円の指定寄附があり、採納の意思に沿うべく地域福祉基金に積み立てる事としております。

2件目は去る8月26日、電源開発株式会社から100%出資しております、株式会社ジェイウィンド様より地域振興に役立ててほしいと100万円の指定寄附がございました。

株式会社ジェイウィンドは、平成22年「はまなす風力発電株式会社」から事業継承されており、島牧ウィンドファーム竣工時の平成12年から、通算しますと、今回で20回目合計2,000万円のご寄附を

いただいております、深く感謝を申し上げますと共に、ご寄附の意思に叶うよう、地域振興基金に積立て、今後の地域振興のために、有効活用させていただきます。事とし、両寄附金につきましては、本定例会において一般会計補正予算に計上させていただきます。ご了承ください。

なお、株式会社ジェイウィンドが現在、月越地区で稼働しております、1基あたり750キロワットの6基、計4,500キロワットの発電規模ですが、この風車は、平成12年運転開始より既に20年を経過し、建替え時期を迎えたことから、令和2年に解体し、発電規模が4,300キロワットになります。大型風車1基を新設し、令和3年に運転開始予定とする更新計画を進めておりますことを併せて報告いたします。

議案

決算認定

▼平成30年度各会計歳入歳出決算の認定

全議員による決算審査特別委員会を設置、これに審査を付託して閉会中の継続調査（後日調査）とする。

委員長 佐藤清司
副委員長 佐藤伴則

人事案件

▼島牧村副村長の選任

現副村長、野崎泰生氏を任命

◎賛成多数で同意

▼教育委員会委員の任命

新委員、臼杵香氏を任命

◎全員賛成で同意

条例制定

▼島牧村森林環境譲与税基金

条例の制定

国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため本条例を制定。

◎全員賛成で原案可決

条例改正

▼島牧村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に伴い本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村保育所設置条例の一部改正

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼元年度一般会計補正予算（第4号）

歳入・歳出ともに2791万5千円を追加し、予算総額を26億2032万7千円とする。

歳入の主なもの

・自動車取得税交付金

130万円減額

・普通交付税

3001万1千円追加

・子ども・子育て支援事業費補助金

319万3千円追加

・プレミアム付商品券事業補助金

445万円追加

・北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金

103万5千円追加

・指定寄附金

100万円追加

・財政調整基金繰入金

123万7千円減額

・消防組合負担金返還金

569万2千円追加

・臨時財政対策債

1671万7千円減額

歳出の主なもの

・土地購入費

265万5千円追加

・廃屋解体撤去補助金

150万円追加

・地域振興基金積立金

100万円追加

・総合福祉医療センター非常灯器具交換工事請負費

104万7千円追加

・幼児教育無償化システム改修負担金
252万8千円追加

・海岸漂着物処理委託料
114万7千円追加

・医科診療室エアコン取付工事請負費
151万2千円追加

・タイヤショベル購入補助金
420万円追加

・プレミアム付商品券事業委託料
307万8千円追加

◎賛成多数で原案可決

報告

▼平成30年度健全化判断比率

及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して、いずれの比率についても基準を下回っていることを報告。

◎報告

▼株式会社アパロネの経営状況の報告

村出資額が同社資本金総額の2分の1を超えるため、地方自治法の規定により、本村観光振興の中核としての役割

と、村づくり支援の一助となる活動を進めることを報告。

◎報告

意見書

▼林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

提出者

議会運営委員長 佐藤清司

◎全員賛成で原案可決

その他

▼閉会中の継続調査

総務社会常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

◎決定

▼議員派遣

賀老の滝見遊歩道の現状、及び遊歩道の新ルートの調査状況を視察。

◎決定



島牧中学校学校祭

－9月29日－

一般質問



第3回村議会定例会での
一般質問の内容と理事者側
の回答を紹介します。

今回の質問者は3名で、
その全文を掲載しました。

長尾文裕 議員

- 経済活性化について
- 津波救命艇の設置について

坂下初雄 議員

- 鳥獣被害対策実施隊の充実について

佐藤伴則 議員

- バス運行の廃止問題について
- ヒグマ対策について
- 地域産業活性化支援補助金交付条例について
- 公営住宅について
- 役場内の慶弔に対する規定と公用車使用について

気軽に
議会を
傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。
(3月・6月・9月・12月)

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。



お問い合わせは、
議会事務局まで
(電話75-6274)

経済活性化について



長尾文裕 議員

問

今般の村長選挙を通して、交流人口、滞在型観光の増加を目指し、新しい経済活性化を訴えておりましたが、その具体策をお伺い致します。

藤澤村長

新しい経済活性化の具体策についてのご質問であります。が、私は、この度の4期目の村政を担うにあたりまして、村長選挙期間中におきまして、村存続の鍵である産業の活性化を基盤としつつ、元

気で明るい生活が送れるよう保健、福祉、医療の充実に努めること、そして自然を守り自然の恵みの活用による地域経済の活性化を目指すことを訴えてきたところでございます。

本村における観光振興施策

は、従来は、主として景観観光が中心であったろうと考えておりますが、今後本村唯一の景観地と言えます、名瀑賀老の滝のインフラ整備を欠かすことなく、新たな取り組みとして、豊かな自然を活用する体験型観光へ移行し、滞

在型観光に取り組むとともにいわゆる交流人口の増大に努めてまいりたいと考えておりますところでございます。

私は、3期目に事業開始しました、本村の貴重な地域資源である大自然を活用した、東狩場山CATスキーツアー

に着手いたしました、多くの外国人訪日客を呼び込み、観光入込が激減する冬季観光の振興に取り組んでまいりました。

私は、島牧村の持つ豊かな大自然を活用した自然体験型観光は、冬のCATスキーツ

アーに留まることなく、夏には、山々を網羅し、遊休状態にある林道網をマウンテンバイク等で駆け巡る、自転車を活用した体験型観光や、漁業との共存を図りつつ、海を活用したマリンレジャー型自然体験観光として、本村の奇岩が連なる海岸線の景観とシママキブルーとでも称すべき紺碧の海をシーカヤックやスタンドアップパドルなどで巡るツアーなど、いわゆる通年型の自然体験観光に取り組み、外国人訪日客インバウンドに限らず、国内旅行者をも誘引してまいりたいと考えておるところでございます。

また、観光は、全ての様々な産業に影響を及ぼすものでもございます、1自治体のみの取り組みでは、旅行者のニーズに応えることが非常に難しい側面もありますことから、本村の観光産業を成長させていくための仕組みづくりとして、先の行政報告でも述べさせていただきましたが、民間主導の観光地域づくり法人「DMO」設立に参画し、民間のノウハウのもと新たな経済活性化に臨んでまいりたいと考えますのでご理解を賜

りたいと存じます。

長尾議員

もう少し突っ込んだ、具体的な答弁をいただきたいかったのですが、残念ながらその辺まで至っていないかと、最後にDMOの話も行政報告にありましたけども、それにしましてお隣の寿都町長から持ち掛けられた話であって、この行政報告の中の林道網のマウンテンバイクですか、これを本当に実施するには昨年来からすぐ問題になったヒグマの出没問題、どう解決されるのか、もう少し実現可能なかたちで具体案を示していただければと思うのですが、もう少し突っ込んだ答弁を頂けないでしょうか。

藤澤村長

より具体的に述べられないのかということですけども、本村的にはそういう自然体験型を基本としたものに持って行きたいということで、事業者等とも話を進めているところでございます。

その個別のヒグマ対策の問題もありますけども、今実際に活用できる林道の状況はど

うなっているのか、活用できない所の林道はどうなっているのか、そういったことも色々と整備していかなければならないと思っているところです。

それから、マウンテンバイクでの進め方も、距離的なやり方をしていくとか、より短期コース的な部分で荒地地を乗るような方向のマウンテンバイクにしていくなか、更により細やかな計画を練って行かなければならないと思っているところでございます。

あとマリンスポーツの方も、これはシーカヤックまたはスタンドアップパドル等も、全く動力等を伴わない乗り物ですの、当然インストラクター等の指導は必要にはなりますけども、どのぐらいの場所的なコースを設定していくとか、その辺のルールというのは、これからまた詰めていかなければならないと考えております。

長尾議員

この問題は今、具体的に言うといっても難しいのかなと思うので、また後日触れさせていただきますこととします。

津波救命艇の

設置について

長尾 文裕 議員

問

村では昨年、津波救命艇を購入し保育所横に設置しましたが、冬期間のことを考える時、現在の設置の仕方では問題があると考えますが、村側のお考えをお伺い致します。

藤澤村長

津波救命艇、昨年10月に設置し、まもなく1年を迎えるところでございますが、現在設置しております設置場所につきましましては、国土交通省の海事局が定めました津波救命艇ガイドラインの内、維持管理に関するガイドラインにあります、建物から直接乗り込めるよう近くに配置すること、建物に対して陸側に設置すること、津波が来ると予想される方向と反対側、建物挟んで海と陸、陸側の方、それと3点目として、周囲の建築物に倒壊の可能性がないか出来る

だけ少ない場所とされていることなど、規定に沿って現在の場所に設置したところであります。

しかしながら、設置前は園児の遊び場となっていた場所に設置したことで、遊び場が少なくなったことなどから、保育現場からの要望もあり、遊び場の確保と効率的な土地利用を検討した結果、現在の場所から国道方向に6メートルほど移動させることを計画しており、移動に要する費用につきましては、後程提案いたします補正予算に計上しておりますのでご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

救命艇を移動する事により、各保育室からの距離が6メートルほど遠くはなりますが、避難時間にはほぼ影響がないこと、及び救命艇が敷地の境界付近に設置されることにより、通常時の遊び場を確保するものとなっております。

設置場所につきましては、この他にも玄関前の駐車場や保育所東側の遊具設置箇所も検討いたしました。ガイドラインへの適合性や、避難距離などに課題があることから見送ったところでございます。冬期間の問題でございますが、昨シーズンは、保育所開所日のみではあります。毎朝冬季作業員により、避難に支障が無いよう、各保育室から救命艇までの間を除雪して

いるところであり、日中に降り積もった場合には、職員により除雪を行っております。が、吹き溜まりなど十分に対応しきれない事もあり、今後は見落すことがないよう管理してまいりたいと考えます。なお、本救命艇を使用する避難訓練については8月22日に実施しており、訓練結果、各保育室のベランダから避難

させると概ね3分程で乗船することが出来ております。

今後は職員による冬季避難訓練を実施し、緊急避難を想定した園児誘導の方法等について検証し、最短・最善の避難ルートの確保更に地震・津波の規模、天候等に応じた避難計画の策定などを行い、緊急避難発生時に向けて万全を期してまいります。

今後、保育園児の安全を最優先とした速やかな避難ができるよう、除雪をはじめ救命艇の維持管理等を徹底してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

長尾議員

村側の考えは分かりましたけども、私は私なりに考えて、もう少し海側の方に木がありますが、あの辺まで寄せていただいて、仮設置が簡単な簡易な風除室的な工作物を作られてはどうかと、あそこの一歩手前からすぐに乗り込められる環境に置くべきじゃないかと、私は思っているんです。特に冬場であれば確かに中に簡易的な物はあるにせよ、子ども達の寒さに対すること

を考えたなら、やはりもっと現実的なことを、今、

村長が述べられたのは、それはある意味小学生や中学生、そのぐらゐの子達であれば十分可能なかと思いますけれども、今、

保育所の利用者の子どもさんのこと考えれば、保育士なり補助の方が抱えて乗り込まなければならぬ状況だって無いとは言

い切れない中で、やはりもっと雨風、雪を凌げるような体制で考えてもらえないのか、その辺の考えをお伺いします。

藤澤村長

いわゆる保育所、幼児が災害弱者対象の救命艇であるということでの、特別な配慮と言いますか、対策というものをもう少し考慮と言いますか、対策というものをもう少し考慮すべきというご意見かと思



▲保育所に設置されている津波救命艇

います。

それも、夏場ならいざ知らず、降雪のある厳寒期の発生時に対する配慮、そういったものももっと進めるべきではないかというご意見というふうに承りました。

その辺、現場の方とも打ち合わせさせていただき、そういった事に対して対応策としてどういう事が望ましいのか、もう少し検討させていただきたいと思



第3回村議会定例会(9月19日)

鳥獣被害対策実施隊の充実について



坂下初雄 議員

問

農林水産省では、平成21年頃から、市町村に鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、その他の被害防止計画（法第9条3項）に基づき適切な実施をしないとの事であり、平成27年10月末時点、道内で設置している市町村は160市町村です。隊員は市町村職員、農業者、積極的な参加が見込まれる猟友会会員また、当該市町村外の在住者でも良いとなっています。活動費の上限はありますが、8割が特別交付税措置されるとなっており、このような制度を今まで何故充実できなかったのか伺います。

藤澤村長

鳥獣被害対策実施隊の設置等についてでございますが、村では、平成23年度に鳥獣被害対策実施隊設置要綱を設置し、村職員、猟友会寿都支部島牧分会員、島牧沿岸トド対策協議会員を隊員といたしまして実施隊を組織し、鳥獣被害対策に取り組んできたところでございます。

実施隊を構成する隊員には、村外の方でも隊員として任命することは可能であることから、地元猟友会との調整が整

わない状況にあって、本年3月に近隣町村の猟友会分会員及び6月には鳥獣捕獲の許可を得ている事業者が隊員加入について問い合わせておりますが、近隣町村の猟友会については、地元、いわゆる島牧村の猟友会員が既に隊員となっていることから、加入を辞退することと確認しております。

また、鳥獣捕獲の許可を得ている事業者、一番近いところで小樽市にありますが、この事業者については、緊急時

に即応ができないこと、1回の出勤経費が高額なこと等から、当面依頼するに至っておりません。

有害鳥獣の駆除に要する経費については、特別交付税で措置されることになっており、昨年の熊出沒及び駆除に要した経費についても、8割が特別交付税で措置されております。

現在、猟友会とは、傷害保険と免許取得費が十分なものとなっていないこと、人材育成対策費が計上されていないことに対する疑義、緊急出勤の

定義等の条件について調整がしていないため、鳥獣捕獲出勤要請が出来ない状態となっております。

このような状況を踏まえ、去る7月12日、村内の銃狩猟免許所持者、これは猟友会会員を含めてですが、13人に対して、個人の立場として実施隊に加入し、捕獲業務に従事していただけないかと協力を依頼いたしました。問い合せ及び申し出はございませんでした。

以上のとおり、本村の鳥獣

被害対策実施隊につきまして、平成23年度から有害鳥獣駆除活動を行っており、活動を支援するための村要綱の制定効果とも相まって、駆除技術の継承が進むなど一定の成果を上げてきたところでございます。

今後は、村議会とも協議の上、実施隊の主な構成員であります猟友会島牧分会と意見調整を図り、有害鳥獣被害の防止体制を整えるとともに、北海道など関係機関に対して、引き続き適正個体数の維持及

び駆除等に係る法規制の緩和・見直しなど強く求めてまいりたいと考えております。

坂下議員

昨年度から、猟友会は退任していることなんでしょうね、この猟友会が、折角この設置はしてあったんだけど、も、猟友会は脱退したと、脱退しているんでしょう。

藤澤村長

いいえ、脱退はしていないです。

坂下議員

私が言うには、脱退はしていないということは要するに、脱退するには委嘱状を他の人に渡すという事になっていますよね、恐らく委嘱状渡していると思うんですよ、隊員に對して、これはそういう事で決まっているのですから、委嘱状を渡すという事は公務を個人に渡すという事です。それから、本来は、もし脱退しているということになれば、これは代わりの方に委嘱状を渡して、またそれを設置しておかなければならないということになっているんですよ。

それを全く1年間経っても、

猟友会が辞めてから、活動しなくなっているから1年経っているんですよ、1年経っている間に、現在は熊に對して、西の方面では電気柵を設置してそれなりの効果が出ているのは確かです。

しかしながら、今のような状態で放置しておけば、熊はやっぱりそれなりに学習しますから、必ず出てきますよ。

出てきたときにどうするかという事に対して、何も村の方では対策は取られていないとのことで、私はこれを充実してもらいたいということを訴えているのですよ。

それにはやはり、1年も経っているのだから、1年の間に農業被害がクラスあるいは鹿と色々被害が発生しているわけですよ、だけど今のところは何も方策はないんだと、特にそういう事をね、この制度があるんだから要するに役場職員でも良いでしょ、今、協力隊も来ているのですから、協力隊に猟銃を持たせるとか、そういう事で対策をとっていただきたいのですけども、その辺の返答をお願いします。

藤澤村長

実施隊については、現在も猟友会の実施隊員であります。問題は先ほど、私が答弁で申し上げましたとおり、何故、猟友会員が実施隊として出勤しないのか、大きく3点、細かく言うと4点に説明させていただきますましたけども、条件が整わないから現状では出勤できないというかたちになっております。

現状として、熊の取り分けヒグマの対策として、銃所有者が出れない、存在しないのであれば困るということ、例えば地域おこし協力隊員とかにさせられないのかという話ですけども、地域協力隊員の中に猟銃所持者がいるのかいないのか、私はいないと記憶しておりますけども、仮に取らせて熊を撃つと言っても、それは果たして実際に手にするまでには、数カ月から1年近く掛かるかと思えますし、初めてそういう猟銃所持した者がいきなり熊に對峙できるのかという問題もあるかと思えます。

そういったような事から、猟友会としてではなく、猟友会員であると同時に銃の所持

者であるだろうということで、猟友会員の立場はさて置いて、個人としては協力してはもらえないだろうかということの確認も取りましたけども、応募してくれる人はいなかった。それも猟友会員として二足わらじというわけにはいかないということだと思えます。

猟友会に入っていない方もいらっしゃるんですけども、その方もまだ経験不足ということだったのか、熊との對峙という事になったら回答はありませんでした。そういったような状況が続いております。

ですから私としては、猟友会が言うところの条件について、条例の一部改正提案までしたのですけども、まだその内容でもと言いますので、再度これは議会とも協議をして、どこまで猟友会の方が求めているものに、話し合いの余地を見出すことができるのか、そういう思いを持って、先ほど再度調整を図っていきたいという事を申し述べたところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

坂下議員

村長も何回も猟友会と話し

合いをすると言ったんですけど、1年経ってもまだ話し合いしていないのでしょうか、きちんと向かい合って話し合うという事の立場を私達望んでいるのですけども、それでもできないと、それで1年も経っているんですよ。

現在のところ、先ほども言いましたけども、熊に對する対応あるいはクラス、鹿に對する対応も全くできない中で何かをやらなければならないと、私は素人考えでもこれが行政かなと私は思っているのですよ。

ですから、猟友会が駄目だという事、私は恐らく協力してくれないかなと憶測ですが、その中でやはり別の対策、この鳥獣被害対策実施隊という、こういう制度があるから充実させてくださいよと、私は一般質問しているのですよ。

これにはやはり、村の方針もあるかもしれない、協力隊は猟銃を持っている人はいません、しかしながら、それはお願いすればやるといふ人が2人もいるのだから、そういう者にお願ひして、そしてその協力隊は熊を追い払うとい

う事ではなくて特に檻で捕獲する。今、全国的に檻で捕獲するのが85%なのです。

とにかく昔から言ってますが、私も経験あるけども夏の葉の出た時に熊を猟銃で撃つというのは不可能なんだ、だから今はこういう檻があるからそれで捕獲すると、捕獲したものを仕留めるのが協力隊、これを自治体をお願いするとうかたちの事なのですね。

ですから、まずその辺の鳥獣対策実施隊の充実を私はお願いしているんですけども、もう一度その辺、よろしくお願いたします。

藤澤村長

実施隊をもっと充実できないのか、充実の方法等として質問者の基本的な考えは、猟友会に頼らない違うかたちを取れないのかという理解でよろしいでしょうか。

仮にそうであるならば、現実問題としてはヒグマに関しては難しさがあると思います。それ相応のヒグマの実績のあるハンターであったり、そういうものも必要かと思えます。

併せて、そのヒグマの実際

の駆除等も含めた捕獲経験を積んでいくという事からいけば、昔の春熊駆除に代わる技能伝承としての事業がござります。

それも狩猟期の関係から、駆除というかたちでの対応にはなっております。いわゆる昔でいうところの春山駆除に等しいものでございます。

そういったものも、やはり継続してやっていかないと、なかなか技術の継承というのは難しい、技術を高めていくこと自体も難しいと聞いております。

それらの部分というのは、今の村の駆除の報奨金等の中でも、一連の条例の中でどう位置付けられるのかというようなことも、最初に答弁させていただきました、いくつかの諸条件の中の人材育成対策費はどうなっているのか、計上されていないが、どう扱ういになっているのかという部分と繋がってきます。

全てのものが色々繋がっております、確かに猟友会の島牧分会と全く異質なものとして拡大していくというのは、それはそれで非常に分からないわけではないのですけども、

現実問題として非常に難しさがヒグマに関してはあるかと思うところであります。

従って、猟友会との話し合いも現状既に話し合った中でそれらの問題が指摘されておりますので、場合によっては条例等にも非常に関連がござりますので、議会とも協議した上でなければ、私の一存ではできないという状況にありますがことをご理解いただきました。

坂下議員

村長の答弁を聞いてみると、全く熊に対して素人の考えだと、私はそう思っています。

私も狩猟10年ほどやっておりますから分かりますけども、まずは猟友会とはどうしても離れては駄目だよと、村長はこういう感覚なんですよ。

だから、まず猟友会の事の話はすると、そして駄目であれば、やはりそういう方法を取った方が良いのではないかと私は思っているんです。

この部分については、農林業に対して、熊が出て支障がある人は、現場に熊が出る場合は猟銃で普通は散弾銃しか持てないんだけど、そういう

支障のある現場に携わっている人は1年でもライフル持っているんだよ、そしてライフルというのは、今、遠くから撃つからかえって命中率悪いんだ、散弾銃でも檻に入ったやつなら一発で仕留められるからね、80から100メートルのところは散弾銃でも実弾入るから、今の実弾は、らせん状になって飛んでいくから、100メートルぐらいであれば熊でもいけますよ。

それは余談として、とにかく1年経っても、この駆除対策が進まない、その実態をまず解消していただきたいと私は思っております。

藤澤村長

ライフル使用の許可が1年でもすぐ取れるというのは、私も存じませんが、散弾銃の効果というのはそのとおりだとは思っています。

近距離にあつては、散弾銃でも有効だとは聞いております。

それと、檻等に入った場合、ヒグマの場合は放逐するという事が、ほぼ不可能な大型獣でするので、どうしても「とめや」と言いますか、止めを刺

さなければならぬという、それには散弾銃でも十分有効だと伺っております。

いずれにしても、猟友会等のその辺の関係、修復に向けてこれからも努力してまいりますので、坂下議員さんはじめ、議員皆様のご理解もよろしくお願いいたします。



バス運行の廃止問題について



佐藤 伴 則 議員

問

島牧村唯一の公共の足であるニセコバスが、来年3月末をもって完全撤退いたします。日曜・祝日運休の折にも、私から申し上げた事が現実となりました。私は10年以上前からこのような事態を予見し、何度も村側に対してバス交通の在り方について申し上げてきましたが、一向に聞き入れてもらえなかった事を誠に残念に思っております。運行廃止6ヵ月を切った今、もう4月以降の体制について村長として決定していると思いますのでお知らせ下さい。

藤澤村長

バス運行の廃止問題についてでございますが、先ほど行政報告を行ったところであります。

その以前に提出されていた、一般質問でございますので、その内容かと思えますけれども、本定例会冒頭の行政報告にも申し述べさせていただきましたが、去る9月5日開催されました、後志地域生活交通確保対策協議会第6分科会におきまして、事業者でありますニセコバス株式会社から、減便の申し出があり協議の結果、本年、冬ダイヤから栄浜線・原歌線、各1往復の減便と運行時刻調整は行うものの、当

面、路線廃止は行わないことが了承されております。

村を含む沿線自治体としては、地域公共交通ネットワークが継続されることは、望ましいところではありますが、平成14年の道路運送法以降のバス業界の動向と規制緩和に伴う地域公共交通ネットワークの維持の難しさが顕在化する中、事業者であるニセコバス株式会社から島牧線の廃止について、再び申し出があるのではないかと危惧するところでございます。

なお、バス路線の減便及び廃止に伴う対応策として、村営の有償乗合バスいわゆるコミュニティバスの運行等検討

しましたが、道路運送法では、一般乗合自動車運送事業者以外、行政区域を越えての有償運行はできない旨、規制されておりますことから、行政区域を越えて有償運送が可能となる規制緩和あるいは特区の設定などについて、国及び関係機関等に対し強く求めてまいる所存でございます。

また、既存のスクールバス・福祉バス等の複合的一体的な混乗バス、乗り合いバスの運行等についても検討してまいる考えであります事、併せて申し述べさせていただきます。

佐藤伴則議員

今の村長の答弁にもありま

したように、私はこの一般質問を9月4日に提出させていただいております。

行政報告もありましたし、議会運営委員会終了時、私は出席が叶わなかったのですが、私も、事務局長の方からもその旨の連絡がございました。

それも踏まえて再質問をさせていただきますが、6月定例会で廃止になるという方向で、完全決定のような状況ではないかと我々に報告があった訳ですが、前後含めましてこれまでどのように、時系列的に変える事を含めて行政等進んできたのか、それについてお知らせ願います。

2点目に、このように2便

減便になるということは、確かに私の記憶では5便の往復が3便になるという状況になると思いますが、3便運行に対する村側の認識、3便運行になった場合の村民の利便性に対する認識、これらをどのように考えているのか伺いたいと思いますので、再答弁よろしくお願いいたします。

藤澤村長

ニセコバスさんとは非公式のかたちになってしまおうのですが、今回の9月5日に至るまでの間に、2回やり取りがございます。

主に事務方レベルのやり取りというかたちを取っており

ますけれども、1回目が6月13日、最初に村に申し出があったのが5月29日でございます、それが定例会に報告した内容で、その後、新聞等にも3町村のニセコバスの問題が大きく取り上げられ、慌てて早急に来たところであります。

それが6月13日、その後に7月26日に確定事案ではないかたちですけれども、会社としての私案を持ち込んで来ております。

それが減便問題等々で、それから路線の廃止に関しては、明確には会社の意思としての結論はまだ言わないでおりましたけれども、何とか存続に努力したいということだったと聞いております。いずれにしても、2回ほどありました。

そして最終的に協議会の方に、先ほど報告したとおり、答弁等でも申し上げたとおり、正式に協議会の方に9月5日に提案され、それが承認されたというかたちでございます。

実際問題3便になることに對する認識でございますけれども、これは当然5便が3便にというのは非常に少なくなるということ、私、交通弱者

の中で懸念するのは、一つは通学問題、それと交通弱者一般の皆様のいわゆる他町村、取り分け寿都ターミナルからの乗り継ぎ等の問題、岩内であったり、小樽、札幌方面等々へ乗り継いでいく関係の問題、そういったものはまずはいさかり確保されないとまずいという思いであります。

それらに対して、時刻調整はするという前提で向こうは減便体制を求めているところであります。

新聞に先立って、黒松内さんの行政報告で話の中で3人体制を維持できるかたちで、減便等が行われたとなっておりますが、うちの方の便に関してはニセコバスさんの説明では、乗務員4人体制というかたちになっているところであり、これがぎりぎりのところなのかなと考えているところでございます。

当然、利便性としては5本が3本になるということは当然悪くなりますけれども、その辺の他との繋がり、また時間への配分等によって少しでも軽減化されるようにと思うところであります。

佐藤伴則議員

再質問が済んでおりますので、ここからは要望とさせていただきます、私の考えをお伝えさせていただきます。村長が今後の問題についても話されたのですが、我々議会議員も新聞報道等で一般の住民の方々も非常にこの件に関して懸念を持たれている方、ご心配をされている方がたくさんいらっしゃると思います。

先ほどの説明でもありましたが、5月29日にニセコバスさんから村側の方に廃止の申し入れ、そして6月の定例会に報告と、その後は事務方だけで6月13日、7月26日に協議されたことですが、5便でも少ないものが3便になると更に利用する方々というのとは少なくなってくると思いますし、色んなかたちで心配をしているのであれば、いち早く以前から申し上げていただきます、議会のみならず村民の皆様にも安心していただけるように、申し入れがあつて減便が回避されたということがあるのであれば、私は安心をさせていただくような対応というものがあつても

良かったのではないかと、このように考えております。

9月6日から今日まで11日間経過しておりますし、このような村民の皆様に優しい対応というものをしていただければ有難いと思います。

それと、恐らく3便になれば、朝昼晩というかたちになつてしまうと思うのですが、先ほど村長もおっしゃっていましたが、朝に高校生が途中で体調が悪くなつたりしたときに、帰るまで午後からですと、恐らく夕方の方の便になるのであろうと思います。

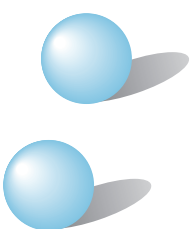
それまで待っていないければならないですとか、寿都町さんの病院に通われている方もたくさんいらっしゃるようですけれども、お昼に間に合わないければ、その後の便で帰れたものが夕方の方の便まで待たなければならぬとか、様々な村民の皆様の不利益というものが発生してくるのだらうと思います。

もちろん、先ほど村長が触れられておりました乗り継ぎに関しては、ご配慮もあらうかと思いますが、逆に言つて3便が確定しているということとは、村内に戻ってくる乗り

継ぎ、この辺は間違いなく利便性としては減退していくわけでございます。

先ほどご答弁の中でニセコバスさんが運行している限りは、行政区域を越えてバスを運行することが難しいといった話がありましたけれども、ニセコバスさんが撤退すれば可能になるはずですね。これだけ村民の皆様がご不便になる状況であるならば、早いに先ほどおっしゃっていたように10人乗りのバス等も含めて、対応を考えていった方がよろしいんじゃないかと私は思っております。

村長は公用車を有し運転手さんを付けて、何時であろうとどこへでも行けますけれども、何度も申し上げるように高齢者の皆さん、バス停まで歩いて行くまで大変なような村内の状況でありますので、併せてその辺の新しい体制というのを是非とも早急にご検討をお願い申し上げます、この質問を終らせていただきます。



ヒグマ対策について

佐藤 伴 則 議員

問

昨年、島牧村において7月末より連日の熊出没で、議会のみならず村民の間でも大きな議論となりました。

特に私が大きな問題と感じられたのは、要綱の在り方でした。本年も、昨年ほどではないようですが熊の出没が見られておりますが、札幌方面での連日出没報道により当村での話題も縮減しました。

札幌市では補殺を決定し、去る8月14日に実行されましたが、当村の現在の状況と今後の対応について伺います。

藤澤 村長

本村の現在の状況と今後の対応についてであります。ヒグマの出没状況につきましては、行政報告させていただきまして、詳細については省略いたしますが、昨日現在50件の出没情報があり、その都度現地確認し、必要に応じて注意喚起のための放送を行っている状況にあります。

本年度は、栄浜から元町地区の5地区と村営墓地2箇所

ら、ヒグマの侵入が防止され、一定の効果があるものと考えており、引き続き設置を行うとともに他の地区で出没が生じた場合は、地区会等と協議のうえ設置をしてみたいと考えております。

有害駆除体制についてであります。先に行われた坂下議員の一般質問における答弁と一部重複いたしますが、去る6月13日、鳥獣被害対策実施隊員であります猟友会島牧分会員と有害鳥獣捕獲出動に

状態が継続しております。今後の対応といたしましては、村議会と協議し対応策を見出し、出来るだけ早く実施隊として活動できる体制を確立すると共に、北海道など関係機関に対して、引き続き適正個体数の維持及び、駆除等に係る法規制の緩和、見直しなど強く求めてまいります。

佐藤 伴 則 議員

先ほど坂下議員も今後の対応を非常に危惧されておられました。村に寄せられている情報が本年50件程度ということであると思うのですが、私は実質は、わざわざ報告というかたちではないものかならあるんだらうと思っております。

そこで再質問でいくつか質問させていただきますが、猟友会さんと協議されたという事ですが、協議日時及び出席をされた方々の内訳をお知らせいただきたいと思ひます。

それと、条例制定以前に存在しておりました要綱の金額、私は村長と当時お話ししたときに、村長は当時の熊2万円、緊急出動に関しては5割増で支給することができるとい

考え方で、3万円というものを更に上げていく方向で考えていらっしやるとお聞きしましたが、今回6月に村長からご提案いただいた金額は、実質かなりの減額になると思ひますが、減額とした理由について二点目として伺ひます。三点目として、本年6月定例会で示された条例内容で、当初猟友会側が、村が提出した条例案で受けていたかどうか、考えておられたのかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

それから、これは全く坂下さんと同一でございますけれども、今、実質全く体制が整っていない状況であらうと思ひます。

藤澤 村長

今シーズンもあと1・2ヵ月と思ひますけれども、その体制作りをしてこなかった理由につきまして、再質問をさせていただきます。

猟友会との協議日時は、今メモをお持ちしますので、ちよつとお待ちいただきたいと思ひます。

する以前の金額よりも逆に若干落ちているのではないかと。

佐藤伴則議員

(中田議長より質問内容に関する説明の許可あり)

昨年の秋の状況の時に要綱の金額でも、まだ安いぐらいではないかと、自分としてはそれ以上に上げていく方向で考えていると、当時私にお話ししておりましたが、今回、6月に提案された時給2,500円というのは8時間とすると約2万円になりますから、減額になるかと思いますが、その減額にした理由についてでございますので、答弁の最後に申し訳ございませんでした。

藤澤村長

申し訳ございません、当初の条例に制定された部分では、かなり金額が小さくなるので、従来の要綱になるべく近づけるようなかたちというのは、やはり必要かなと私は判断しております。

それと、去年の様々な問題点の中で、出勤時間の取り扱いというのが一つの争点にもなっていたのかと、そういう

事であくまでも時間単位にしたという部分です。

時間単価にすることによって、先ほど言ったような様々な考えがあるにしても、どれぐらいが適正なのか、これは近隣の自治体との見比べというの必要ではないかという様々な議論もありましたので、実際にはその時には既に寿都町さん、黒松内町さんが定めていた単価等を参考とさせていただいたところでございます。

そういった中で、この金額は定めたところでございます。

この一部改正案をもってして、猟友会がそれで良いというところで受けるかという部分でございますけれども、なるべく理解してもらいたいということでは思っておりますけれども、結果としては受け入れが、三点ないし四点の問題で現状ではできないと結論に至っているところでございますが、当初の段階で大丈夫かどうか、どうだったのかと言われると、これはやってみたいとちょっと分からない部分というのは多々あります。

相手のある話でございますので、私は良かれという思い

でやったのですが、なかなかそうはならなかったという事でございます。

猟友会と話し合った日というのは、6月13日18時30分から20時でございます。

出席者は、猟友会側は分会長他15名中9名でございます。村側は私、副村長、農林課4名の計6名です。

後は、現在に至るまで体制が整っていない事に対して、いかがなものかというご質問かと思いますが、現実問題非常に悩ましい問題ではございますが、電気牧柵等何とかなっている部分、又、先ほど質問等への答弁で申し上げたとおり、個人の立場として実施隊員への対応はできないのかの対応など、様々な事をしていた部分がございます。

現在もなかなか、その体制が整っていないということに対しては、大変申し訳なく思うところでございます。

佐藤伴則議員

再質問も終わりましたので、時給単価を減額したことについては、近隣町村との並びを考えたことですが、昨年の段階でも議会側は近隣



▲設置された電気牧柵

管内、全道含めて様々なデータを村側に示してあったと思います。

私は違う事項があったのかなと思いますが、それから本年6月に出された条例を、猟友会が受けていただけのか考えていたかという質問に対して、やってみたいと分からないと、もちろん相手があるからそうであります。

しかし、先ほど坂下議員もお答えになっていたように、誰しもこれでは猟友会は受け

ないであろうと考えていたと思います。

それからしてはあまりにも、放っておいているのではと思いますので、やはり先ほど来いくつかご意見もありましたように、ある程度の効果が出ている箱罾の捕獲による最後の「止め」というかたちを一連の流れとして、早急に対応されることを要望申し上げます。この質問を終らせていただきます。

地域産業活性化

支援補助金交付条例について

佐藤 伴 則議員

問

昨年の6月定例会にて制定された当条例ですが、昨年1月の全員協議会提案時から、村長思案の内容に多くの不備が指摘され、その後、数度開催された協議会にても、大幅な改正にも係らず問題点の指摘がなされました。
そこで施行が遅れる不利益を優先するあまり、賛成議員の中でも一年後を目処に見直しをするとの事で議決がなされましたが現況をお知らせ下さい。

藤澤村長

地域産業活性化支援補助金交付条例に係る見直しについてであります。本件につきましては平成31年第1回村議会定例会におきまして、質問者の一般質問に対して、「見直しの必要な部分については条例を改正する」、「スケジュールとしては、可能な限り第2回定例会等において提案するようなことにしたい」と答弁いたしました。が、条例制定後1年を経た上での効果を把握することが望ましいと

考え、6月期に補助の受け皿である産業団体等に対し、事業実施効果及び要望についての調査を行い、農業振興会、商工会、漁業協同組合等より報告を受けているところでございます。

産業団体からの報告によりますと、補助事業により導入した機器等により作業が効率化した、漁獲増及び安全操業につながったなど、概ね高い評価が得られた他、特段の要望意見は付されていないところであります。

今後の進め方についてであります。が、本年1月28日開催の全員協議会において、産業団体からの要望事項及び議会からご意見をいただき、結論に至っていない案件につきましては、産業団体等への調査結果報告も併せて行うこととし、改めて全員協議会を開催し、ご検討いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤 伴 則議員

今、村長のご答弁にもあり

ましたように、私の方から3月定例会におきまして質問させていただきまして、村長が今おっしゃるように、はっきりとは言っておりませんが、全員協議会を開催し6月定例会に改正案の提出をしたいとこのように述べられておりました。

私は本年6月定例会の関連で、5月30日に開催された議会運営委員会において、この改正案が示されておりましたので、副村長にお尋ねさせていたと思います。

その段階で村長からお話がありましたように、6月29日をもって各産業団体より、平成30年度の費用対効果を検証して、新しい条例案に反映させて行きたいと、このようなお話であります。その後、定例会終了後に確認してみますと、村長は3月に6月定例会の開催に間に合わせて進めたいとおっしゃっていました。今の村長のご答弁にもありましたように産業団体での6月29日、村長は日にちをおっしゃっておりますので、この集約でというかたちでお話ございましたけれども、残念ながら6月定例会の後に

庁舎内においては各産業団体に6月29日まで集約するという会合が持たれ、その後に通達というかたちになっているとお聞きしておりました。

これでは、今の村長のご答弁とは、また、当時に副村長がおっしゃった事とは違って、全く6月定例会に間に合わせるようなタイムスケジュールで進んでいないのではないのでしょうか。

それと、私は非常に村長からお聞きしたときに、びっくりするショックな発言ございましたけれども、現況において各産業団体に所属し、この交付金条例に関連している中で、迷惑を掛けている人はいるんですか、誰か困っている人はいるんですか、ということをお聞かせました。

特に車の問題で村側の二転三転の解釈の中で、困っている人が現状にいないのではないのですか、確かに購入ではないのですか、リースというかたちになっているのですか、かたちを変えさせているということとは迷惑を掛けているということではないのでしょうか。

今、申し上げたような点につきまして、村長はどのような

にお考えになっているのか、再度お伺いをします。

藤澤村長

一点目の調査をかけた時期の問題なのですけども、これは課長会議等で産業団体に対して制度実施効果の調査について、私が指示しているのは5月の段階で指示を出しております。

6月7日に実施効果を調査依頼かけております。

それぞれの所管によっては、1、2日なり何日間のタイムラグありますけども、そのような状況になっております。

その結果の回収等がかなり遅かったところもあるようでございます、提出がなかなか遅かったところもあるようでございます。

そのような状況にありますので、6月の定例会以降にやっと動き出したという訳でもございませんので、ご理解いただきたいと思います。

5月に指示して、6月7日は依頼書がもう出ているというかたちですので、全てが終ってから全てが動き出したという訳ではございません。問題はその次の困っている

人がいるかいなか、補助金をそれなりに想定していたという方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった部分にあっては、この条例施行した際にも随分議論にもなりましたが、十分、今後その成果等を見極めながら改正するものは改正していきたいと、私も答弁してきているところでございます。

当時、強い要望のある中で、その対象とならなかった方達にすれば、早く再度検討してほしいという、強い思いがあるのかなと思うところでございます。

佐藤伴則議員

村長が5月の日にちは定かではありませんけども、課長会議の中で指示させているとの事でございますが、私がお伺いをした中ではやはり6月7日に副村長含めて各担当課長との協議がなされ、それから各産業団体に通達、すぐ動いた方もいらっしゃるでしょうし、日にち的にはその後になっっている方もいらっしゃるようですけども、いずれにしても、動き出したのは定例会、定例会は6月6日、6月6日

の翌日にそのような会合がなされているということは、申し訳ないですが、当初から6月定例会に間に合わせるつもりはないと言われても、これは仕方がないと思います。

やはり今回も何も触れておりませんけども、現状確かにリースになっっている方もいらっしゃると思いますけども、リースは毎月支払いが発生しているわけですよ、その方がどういうお考えになるか分かりませんけども、であるとするとらばもう6月29日、集約も終わってかなりの時間が過ぎていると思いますが、私は当然出てくると思いますが、私も何も無いというのは余りにも遅すぎる。

特に事務方を集約されておられる副村長、その辺お忙しい中とは存じますが、指示なり含めて村民の皆様にご不便を掛けている認識が無いようでございますけども、私はあると感じておりますので、早急な対応をお願いいたします。

公営住宅について

佐藤伴則議員

問

平成23年の建て替え決定以来、ほとんど何も進まない理由は何なのかお聞かせ下さい。

藤澤村長

公営住宅の建て替えについてでございますけども、平成30年第4回定例会において、類似の質問をされておりまして、その際に答弁した内容と異なる点はございませんのでご理解をいただきたいと思います。

今年度は、元町団地建て替えのため、旧元町診療所跡地への実施設計を6月18日に発注しており、施設建設は令和2年度に着手する予定となっております。

なお、公営住宅建て替え事業は、「島牧村公営住宅等長寿命化計画」及び、「北海道(第5期)地域住宅計画」に基づき、社会資本整備総合交付

金を活用し実施されるものでありまして、財源手当を伴う建て替え計画となるよう取り進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

佐藤伴則議員

今、ご答弁がありましたように、元町団地につきましては、近々着手されるという状況にあるかと思っております。

しかし、私がこの質問を覚えてさせていただきましては、先ほど長尾議員の方からも、選挙期間中の公約について別項目でお話がありましたけれども、私は直接拝聴しておりませんけども、当地区の住民の方から来年から公営住宅の建設が始まるんだってねと

ます。

いう事でしたので、少しばかりお話しをさせていただきましたけども、今お話があったように、財源措置含めて役場庁舎の近くの土地を購入することは以前に提案され、その購入についての金額についても議会も了承しているわけですが、何でも、様々な理由があるにしろ、伺っているところにありますと、それら元町団地以外のところでは用地転用、これらが農業委員会のものも終わっているのにも関わらず、期限が切れて再度取り直しをしなければならぬ、こういった状況もあるとお聞きしております。

関連的になりますけれども、教育長の出番がございませんので教員住宅、これらも併せてトータル的に村の基盤整備は急がれる部分ではないかと思えますので、早急な対応の訴えをしたわけですが、村長の意気込みと言いますか、考え方を再度お伺いしたいと思います。

藤澤村長

泊地区の公営住宅用地購入、これは結局、議会の皆さんに反対されておりまして、購入しておりません。

その事はさて置きまして、要は用地の取得のみならず、せっかく準備していたところも場合によっては、中々建たない事によって農地転用の期限を過ぎてしまったとか、様々なそういう出来事が起きているのではないかと、要は建設に対して非常に遅れ過ぎているのではないかと、実際には住宅が不足して大変な状況と、まだ古い住宅等を早急にとのご意見、ご質問かと思えます。その分につきましては、私も基本的には本村、取り分け昭和40年代に建設された公営

住宅、まだ使われているところございます、やはりこれらの住宅はちょっとこれからの使用には耐えられない、いくらか長寿命化といっても限界のある住宅と認識しております。それと、空き家等の活用等も随分と訴えてきましたけども、なかなか空き家活用も難しい段階に段々入ってきている、使いやすいところというのは大分活用されており、段々そういった意味では空き家の活用というのも件数的に少なくなってきている。

当然、公営住宅等の建設建て替えというのが重要だと認識しております。

それで、来年度まずは何とか特に元町地区、昭和40年代建設物件が非常に多いところでございますので、議会の方からそういったところを、むしろ先に手を付けるべきではないかというご意見等もいただいておりますので、そちらの方を優先的に令和2年で建てるというかたちで進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐藤伴則議員

これも再質問は終わっており

ますので、今、村長の中から気になる発言がございました。

役場庁舎横の土地について議会の反対がある、進められないということでのご答弁かと思えますけど、私は、村長に直接申し上げたと思いますが、購入することに

ついては議会も了承し、予算議決も済んでいるはずですよ、ね、土地の購入、付

いていないのですか。それはじゃあ何も進んでいないと、予算議決は終わっていないのではないのですか、執行していないんじゃないんですか、済んでないのですか、そうですか、じゃあ私の勘違いなのかもしませんか。

しかし、いずれにしても議会もこれを前向きに進めるという事については、全議員誰も反対していないと思います。ですから村長、進めるにあ



▲元町地区公営住宅建設予定地

たっては冒頭の質問のお答えにもあったように、資金手当てと仕事が必要な部分、時間的にも必要な部分もあるので、しょうから、早急に議会に対してまた新たな、こういったかたちで進めていくべきなのかと、前の資料等でも結構でございますので、協議する場を設けて進めていただきたいと、要望を申し上げましてこの質問について終らせていただきます。

役場内の慶弔に対する規定と公用車使用について

佐藤 伴 則議員

問

役場内の慶弔規定にはどのようなものがあるのか、また、その中での公用車使用についての規定はどうなっているかお知らせ下さい。

藤澤村長

役場内の慶弔に対する規定についての質問でございますが、現状では条例、規則、要綱等の形式では定めてございません。

これまでの慣例を参考に運用しているところでございますが、慶事につきましては、その都度の判断により金額等を決定しており、葬儀につきましては大きく6区分に分けて運用しております。

内容としましては、職員、議員、公職A、公職B、功労者、管内の長の区分で、それぞれ本人、配偶者、両親

などの分類で一応の目安を参考として、運用しているところでございます。

しかしながら、この区分では分類できない、村にゆかりのある方や功績のある村外転出者などの方の葬儀につきましては、その都度、過去の事例等を基に判断し、金額及び出席を決定しているところでございます。

葬儀への出席につきましては、村の代表として出席していることから、公務での出張として取り扱っており、出張であるがゆえに、基本的には公用車を使用しているところ

でございます。

私といたしましては、村の代表としての葬儀出席と、個人的な葬儀の出席は、明確に区別しているところではあります。誤解を招くことのないように留意してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

佐藤伴則議員

私が何故、このような質問をさせていただいたか、村長はご存知のことだと思います。その前に、今、村長公用車

のみならず、私は公用車全般についてということでお聞きをさせていただいておりますが、村長公用車という事でのご答弁でございましたので、それはそれで村長公用車に限って、それらを質問させていただきますけれども、条例、規則、要綱等は特に無いと、過去の慣例に従ってという事でございました。

公職A、B様々なお役目をされていたという村民の皆さまもございますので、それぞれに合わせて個人の方含めて参列を、慶事はなかなか最近は無いですから、残念で

すけれども、弔事が多いかと思えます。

その中で今、お話がありましたように、本人、配偶者、子供、私はやはり、役場内には特に規定が無いようですけれども、一般的にはやはり、ご本人含めて一親等、これらというのは今、村長の方からもお話があったように、公用車等を利用するというのは良いのかなと思います。

また、例外規定を村長は今おっしゃいましたけれども、7月冒頭、初旬だったかと思えます。

私、札幌からの帰り、村長車が余市のイオングループのスーパーに停まっておりますので、そこに運転手さんがいらっしやいました。

どうしたのとお聞きしましたら、議長のお姉さんのご主人の葬儀に、昨日、今日と村長が参列されているということでございました。

ご苦労さんですねと、その場は立ち去ったのですが、ちょっと考えてみますと、それって公務なのだろうかというのをちょっと感じました。確か故人は、当村に学校長として赴任されていたという

記憶も私もあるのですけれども、それを含めて、それであれば、過去に学校長として赴任されていた校長先生方が、また教職員の方々が亡くなられた時に、まして他町に住んでいる場合、公務に当たるのだろうかという事を単純に考えたものですから、私はこの質問をさせていただいているのですけれども、私はちょっと、今の情勢の中では、公用車を利用しての出席というところには、一般の理解はなかなか得られないかなと思います。

様々なお付き合いの中で、ご弔問なされ、葬儀に参列されること、これについては崇高な行為だと思えますし、手を合わせお参りするというのは、結構な事だと思えますけれども、私は、今回の場合はあくまでも個人で対応すべきだったのではないかと、このように考えておりますけれども、村長のお考えを改めて伺いたいと思います。

藤澤村長

私の考えということでございますけれども、先ほど申し上げておりますとおり、様々なケースバイケースの部分も多

でございます。

公的立場か個人的立場か、誤解を招く事のないようにという中で、この度の案件については、どちらかと言うと個人的な葬儀として出席すべきではないかというご指摘かと思います。

私としては、公的な部分としても問題ないのかなという判断をしたところでございます。今後、なるべくそのような誤解を招くことがないようにこれからケースバイケースとは言えども、個々にもっと厳選に判断しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

佐藤伴則議員

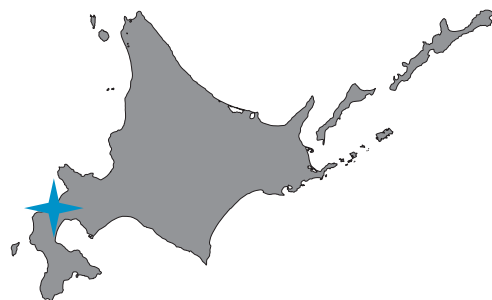
過ぎたことをあまり申し上げてもしょうがないとは思いますが、先ほどバスの問題等もご指摘をさせていただきました。

村民感情に沿うようなかたちで、ご自身の今後の対応を十二分に精査のうえ、ご対応していただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終らせていただきます。

住民の思い、議会の意思を意見書として

意見書を提出

本村議会では、9月定例会で次の意見書を可決し、地方自治法の規定に基づき関係機関へ提出しました。



林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本村をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 森林の多目的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

委員会構成が決まりました

村議会における、常任委員会及び議会運営委員会の委員任期(2年)が9月29日で満了するため、各委員会の委員を次のとおり選任しました。※委員会構成はいずれも留任となり構成に変更はありませんでした。

総務社会常任委員会(6人)		産業建設常任委員会(6人)	
委員長	長尾 文裕	委員長	濱野 勝男
副委員長	後藤 諭	副委員長	坂下 初雄
委員	坂下 初雄	委員	佐藤 伴則
	佐藤 伴則		佐藤 清司
	佐藤 清司		瀬戸川 豊
	中田 仁史		後藤 諭

議会運営委員会(5人)	
委員長	佐藤 清司
副委員長	佐藤 伴則
委員	坂下 初雄
	濱野 勝男
	後藤 諭

平成30年度 健全化判断比率・資金不足比率

自治体の財政状況をチェックするため、財政健全化法では指標を設定し、それぞれに基準を定めています。当村は5項目いずれも基準以内で健全性を維持しています。また、健全化判断比率のうち1項目でも基準を超えると、「要注意」段階と見なされ、「早期健全化計画」を策定し、財政再建に取り組まなければなりません。

項 目	内 容	比 率		早期 健全化基準	備 考
		30年度	29年度		
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	—	—	15%	黒字の場合は「—」で表示
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	20%	黒字の場合は「—」で表示
	実質公債費比率	5.3%	4.6%	25%	
	将来負担比率	19.8%	—	350%	「—」は、返済を必要とする借金の総額が、将来財政を圧迫する可能性が低い事を示す
資 金 不 足 比 率		—	—	経営健全化基準 20%	資金不足の無い場合は「—」で表示



9月14日、交通事故死ゼロ「5,500日」を記念し、道警音楽隊とカラーガード隊による「交通安全地域ふれあいコンサート」が行われました。



[7月]

- 10日 後志町村議会議員パークゴルフ大会（京極町 瀬戸川副議長ほか）
- 11日 例月出納検査
- 12日 戦没者追悼式（瀬戸川副議長ほか）
- 19日 ド・モンテューク&北海道（株式会社ベルビュ）の植樹祭（函館市 中田議長）

[8月]

- 9日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会及び要望会（札幌市ほか 中田議長）
- 19日 例月出納検査、各会計決算審査、財政健全化審査
- 27日 後志広域連合議会臨時会（倶知安町 中田議長）
- 29日 後志町村議会議員研修会（積丹町 中田議長ほか）

[9月]

- 6日 南部後志正副議長会中央要望（東京都 中田議長 瀬戸川副議長）
- 11日 議会運営委員会
- 12日 例月出納検査
- 13日 中村裕之君を励ます会政経セミナー（小樽市 中田議長）
- 19日 第3回村議会定例会
- 20日 総務社会常任委員会及び産業建設常任委員会所管事務調査
議員視察（賀老地区）



島牧小学校学芸会 - 10月12日 -



■議会広報「かりば169号」をお届けします。

本号では、第3回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。